

新規劣後債のご案内

株式会社みずほフィナンシャルグループ

第32回 無担保社債

—— 実質破綻時免除特約および劣後特約付 ——

期間
10年

第33回 期限前償還条項付無担保社債

—— 実質破綻時免除特約および劣後特約付 ——

期間
10年

お申込期間 | 2025年10月16日～2025年10月29日

本社債はバーゼルⅢに対応するTier2社債です。

主に個人のお客さまを対象として募集する円建て社債です。

2025年10月17日からみずほ証券ネット倶楽部でも申込可能

●本社債は、預金等ではなく、元本の弁済や利息の支払いは保証されていません。また、預金保険法に規定される保険金の支払対象ではありません。

利 率 (課税前)	第32回 無担保社債	10年	(2025年10月30日の翌日から 2035年10月30日まで)	年2.347%
	第33回 期限前償還 条項付 無担保社債	10年	当初5年 (2025年10月30日の翌日から 2030年10月30日まで)	年1.820%
			以降5年 (2030年10月30日の翌日から 2035年10月30日まで)	年 基準金利* + 0.610%
		期限前償還 条項について		
		本社債の元金は、株式会社みずほフィナンシャルグループが、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、2030年10月30日(5年後)に、期限前償還期日までの経過利息を付して、額面金額100円につき金100円の割合でその全部を期限前償還することができます。本社債が期限前償還された場合、当該償還日から後の利息はお受け取りいただけません。また、その時点で再投資したときに、予定した金利と同等の利回りを達成できない可能性があります。		
* 基準金利：2030年10月30日の前銀行営業日の午前10時に財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおいて表示される期間5年の固定利付日本国債の半年複利金利。				

共通要項

- ◆発行価格：額面100円につき100円
- ◆利払日：毎年4月と10月の各30日
(銀行休業日の場合は前銀行営業日)
★初回利払日は2026年4月30日
- ◆発行日：2025年10月30日

- ◆償還日：2035年10月30日
★ただし、第33回期限前償還条項付無担保社債は、2030年10月30日(5年後)に期限前償還される場合があります。
- ◆お申込単位：額面100万円単位
- ◆格付：AA-(R&I)、AA-(JCR)

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO みずほ証券

バーゼルⅢに対応するTier2社債について

● バーゼルⅢにおいてTier2資本に計上

本社債は、国際的な銀行自己資本比率規制（バーゼルⅢ）においてTier2資本として計上することができる劣後債です。

● 劣後特約・実質破綻時免除特約が付与

バーゼルⅢでTier2資本として認められる要件として、本社債には劣後特約（劣後事由発生時に、普通社債に対して支払いの順位が後になります）に加え、実質破綻時免除特約（実質破綻事由発生時に、元利金の支払いが行われません）が付与されています。

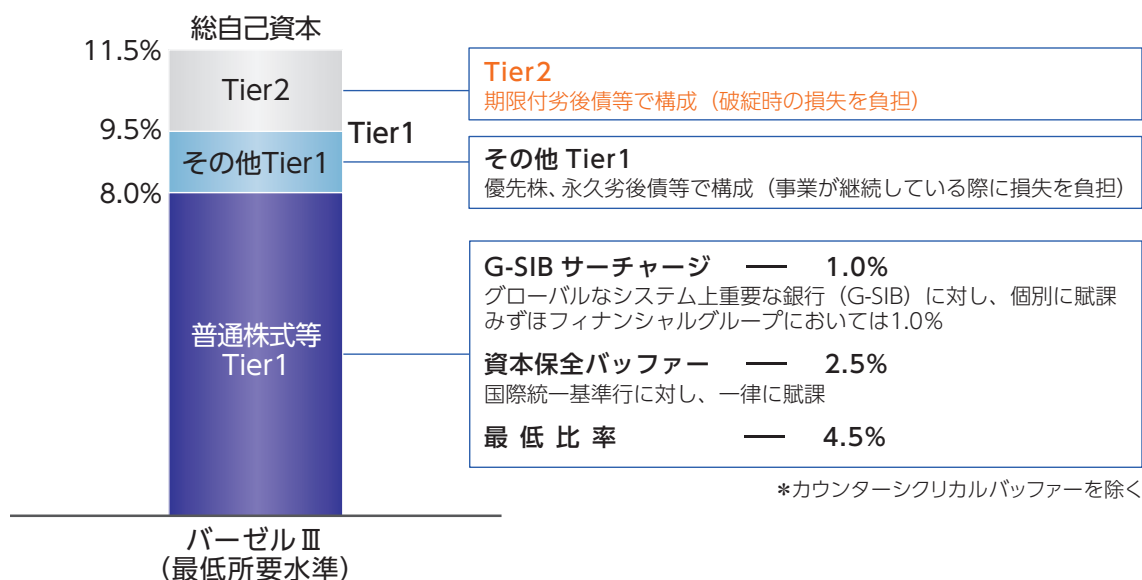
金融機関の自己資本比率

● 国際的な銀行自己資本比率規制（バーゼルⅢ）

バーゼル銀行監督委員会は、国際的な金融システムの安定と銀行の健全性維持、各国市場間の競争条件の平等化を主な目的とした自己資本比率規制を定めています。1988年以降、多岐にわたる高度化・精緻化の取組みを経て、2017年に規制（バーゼルⅢ）の最終化が合意されました。

みずほフィナンシャルグループは、2024年3月31日より、最終化された規制の適用を開始しています。

バーゼルⅢにおける総自己資本は資本性の高い順に普通株式等 Tier1、その他Tier1、Tier2という要素で構成されており、それぞれ必要な資本水準の確保が求められています。なお、本社債は期限付劣後債でありTier2に該当します。



出所：金融庁資料等よりみずほ証券作成

劣後特約およびリスクについて

- 発行者に倒産等の劣後事由が発生し、それが継続している場合には、発行者の一般債務が全額弁済されるまで本社債の購入者に対する元利金の支払いは行われないため、本社債の購入者は、投資元本の全部または一部の支払いを受けられない可能性があります。【劣後リスク】

- 「劣後事由」とは、次の①～④の事由をいいます。

- ①日本の裁判所による発行者の破産手続開始
- ②日本の裁判所による発行者の会社更生手続開始
- ③日本の裁判所による発行者の民事再生手続開始

- ④日本以外の地域で適用のある法に基づく、発行者の左記①～③に相当する破産、会社更生、民事再生その他同種の手続開始

【劣後事由が発生した場合の、弁済順位のイメージ図】



実質破綻時免除特約およびリスクについて

- 発行者に実質破綻事由が生じた場合、劣後事由が生じなくても、実質破綻事由発生後に弁済期限が到来する本社債の元利金の全部の支払い義務が免除され、本社債の購入者は、当初の投資元本の全部を失うこととなります（手続き上の理由等で元利金が支払われた場合、返還する義務が生じます）。【元利金免除リスク】

- 「実質破綻事由」とは、

内閣総理大臣が発行者について、預金保険法第126条の2第1項^{*1}第2号に定める措置である特定第二号措置^{*2}を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいいます。

^{*1} 預金保険法第126条の2第1項 = 金融システム安定化措置

^{*2} 特定第二号措置 = 債務超過、支払停止、これらのおそれがある金融機関等に対する特定資金援助等

期限前償還およびリスクについて

第33回債のみ

● 期限前償還条項

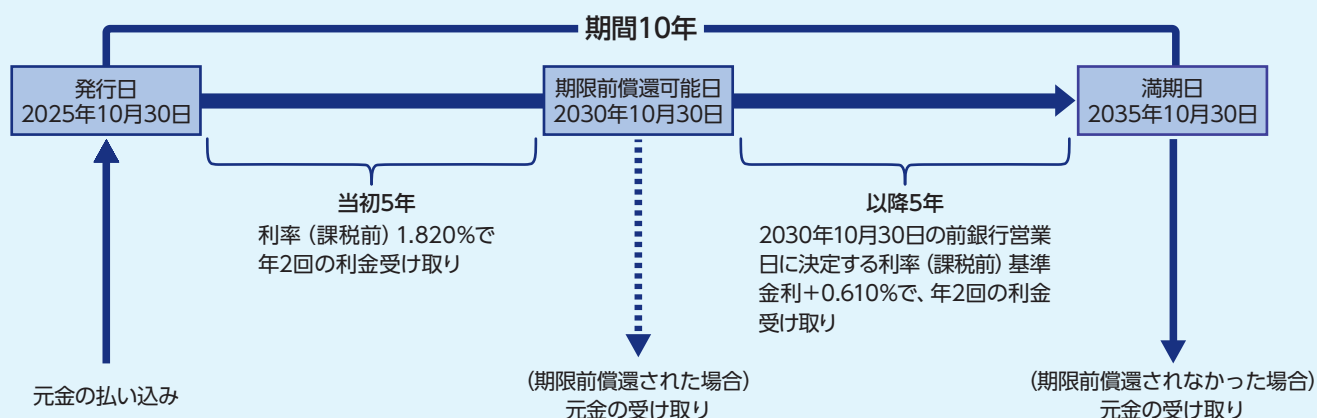
第33回債の元金は、発行者が、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、2030年10月30日（5年後）に、期限前償還期日までの経過利息を付して、額面金額100円につき金100円の割合でその全部を期限前償還することができます。

期限前償還されなかった場合

本社債の保有者が2030年10月30日の翌日以降に受け取る利金については、2030年10月30日の前銀行営業日に以下の計算式で計算された利率をもとに支払われます。（利率の決定は1回のみで、2030年10月30日の翌日以降満期償還までに受け取るすべての利金の計算に、同じ利率が適用されます。）

$$\text{基準金利}^* + 0.610\%$$

^{*}基準金利：2030年10月30日の前銀行営業日の午前10時に財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおいて表示される期間5年の固定利付日本国債の半年複利金利。



第32回債、第33回債共通

● 税務事由・資本事由

税務事由または資本事由が発生し、かつ、継続している場合には、発行者はあらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、あらかじめ定められた条件で本社債を期限前に償還する可能性があります。

税務事由：将来の税制変更等により、本社債の利息の損金算入が認められない場合をいいます。

資本事由：金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債が、発行者のTier2資本に係る基礎項目として扱われないおそれがあると発行者が判断した場合をいいます。

上記期限前償還条項、税務事由・資本事由により、本社債が期限前償還された場合、当該償還日から後の利息はお受け取りいただけません。また、その時点で再投資したときに、予定した金利と同等の利回りを達成できない可能性があります。【償還リスク】

その他の主なリスク

●価格変動リスク

本社債の価格は市場金利の変動などにより上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

●信用リスク

本社債は無担保であり、発行者が倒産等の事態となった場合、元利金の支払いの一部または全部が行われない可能性があります。

●流動性リスク

市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却できない可能性があります。

手数料等諸費用について

- 本社債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。販売額に限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。
- 口座管理料は無料です。

本社債に関する税金について（個人のお客さまの場合）

本社債のような特定公社債等の利子および譲渡（償還）損益に対する課税は、おおむね以下のようになります。

●利子に対する税金

20.315%の源泉徴収が行われた後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。

●譲渡（償還）益に対する税金（譲渡益・償還差益が発生した場合）

上場株式等（特定公社債等を含みます。以下同じ。）の譲渡所得等として申告分離課税の対象になります。

●譲渡（償還）損の取り扱い（譲渡損・償還差損が発生した場合）

上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の利子・配当所得との損益通算または翌年以後3年間の繰越控除の適用ができます。

●特定口座の利用

特定口座の利用が可能です。利子についても源泉徴収ありの特定口座に受け入れることができます。

★身体障害者手帳の交付を受けられている方、遺族に関する公的年金を受給されている方などは、所定の手続きで利子に税金がかからない非課税制度をご利用いただけます。手続きの方法や、必要な書類については、お近くのみずほ証券またはコールセンターまでお問い合わせください。

お申し込みにあたっては、「目論見書」および「契約締結前交付書面」をお渡しますので、よくお読みいただき、ご投資への最終決定は、お客さまご自身でなさるようお願いいたします。なお、「目論見書」および「契約締結前交付書面」のご請求・お問い合わせは、お近くのみずほ証券またはコールセンターへどうぞ。

コールセンター

0570-000-324 (ナビダイヤル)

営業時間 (平日8:00～18:00/土曜日9:00～17:00)

<https://www.mizuho-sc.com/>

目論見書等メール配信サービスのご案内

お取引の際に閲覧が必要な「目論見書」や「販売説明書」をメールを通じてスピーディーにお受け取りいただけます。メールアドレスは、みずほ証券ウェブサイトの「サービス」→「目論見書等メール配信サービス」にてご登録いただけます。

詳しくは、お取引店の担当者へお問い合わせください。

みずほ証券 目論見書メール

検索



◀メールアドレスのご登録はこちらからもアクセスできます!!